

論文

混合処遇による一時保護所の困難の構造

大澤 朋子

A study of structural problems of a child guidance center temporary shelter

Tomoko Osawa

児童相談所一時保護所は、近年児童虐待相談の急増に伴い非虐待児の緊急一時保護に傾注せざるを得ない状況が続いている。しかし非行や保健・育成を理由とした一時保護も一定数存在し、集団による混合処遇による課題が生じている。本稿では全国の児童相談所への質問紙調査から、非行児童と被虐待児を混合処遇することで生じていると職員が感じている困難の構造を明らかにした。自由記述による回答をKJ法により分析した結果、非行児童を保護すると日課や職員体制が変化するか運営が硬直化するが、いずれも児童の特性に合わせた支援が行えていないこと、児童間や職員と児童の間に複雑な関係ができ課題が生じていること、困難を軽減する工夫として非行児童の入所調整を行っていることがわかった。

キーワード：一時保護所、混合処遇

1. 問題の背景

(1) はじめに

児童相談所一時保護所は児童福祉法第12条の4に基づき、子どもの①緊急保護、②行動観察、③短期入所指導を目的として児童相談所に付置される機関である。全国209児童相談所に136の一時保護所が併設されている¹⁾。児童福祉法第33条には「児童相談所長は、必要があると認めるときは、第26条第一項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加え、又は適切な者に委託して、一時保護を加えさせることができる」とあり、児童相談所が児童の一時保護を行なう法的根拠となっている。

一時保護所には前述の3つの目的があり、本来は被虐待児の緊急一時保護に特化した機関ではない。しかし1990年代以降の児童虐待相談件数の急増、とくに2000年の児童虐待の防止等に関する法律施行や2015年の児童相談所全国共通ダイ

ヤル189(いちはやく)の導入等に伴い、2015年度には全国で10万件を超える虐待相談²⁾が寄せられ、48時間以内に子どもの安全を確認するなど児童相談所が迅速な対応を迫られるなかで、一時保護所も被虐待児の保護に力を注がざるを得ない状況が続いている。厚生労働省(厚生労働省2016)によれば、2014年度の一時保護件数22,005件のうち、児童虐待を理由とするものは10,695件で全体の約半数を占めている。この割合は2004年度からの10年間で約1.5倍に増加しており、一時保護件数増加の主な原因となっている。虐待以外の養護や障害を理由とした一時保護が件数・割合共に減少している一方で、非行と保健・育成を理由とした一時保護が各年度とも一定の割合³⁾であったことに着目しておきたい。

児童虐待相談を主として児童相談所の業務が年々増大していることを受け、社会保障審議会児童部会・新たな子ども家庭福祉のあり方に関する

専門委員会（以下、専門委員会）は、従来の政令指定市に加え、中核市と特別区も児童相談所を設置できるよう、5年を目処として国が必要な支援を行なうことを提言した（専門委員会 2016）。これに対し川並らは一定の評価をしつつ、新たに設置される児童相談所には高機能小規模一時保護所⁴⁾を設置することを提言している（川並・井上 2016）。

(2) 先行研究から見た一時保護所の課題

児童相談所一時保護所は社会的養護施設に比べると研究が少ないが、これまでに一時保護所を対象とした調査研究は複数実施されている。ここでは全国規模で行なわれた以下の主要な調査から明らかになっている一時保護所の課題を確認しておきたい。主として分析対象としたのは以下の調査研究（表1）であるが、補足的に小規模な調査研究報告なども検討する。

下記の調査研究は、一部にインタビュー調査を含むものもあるが、いずれも質問紙による調査である。以下、先行調査で示された一時保護所の課題を内容別に整理した。（ ）内は該当する調査研究の番号である。

1) 一時保護所の構造や運営に関する課題

たびたび指摘されていることではあるが、大規模・混合処遇で職員が目が届かない（調査③⑤）時間・空間が生じており、その傾向は規模が大きい一時保護所ほど強い。しかし、今日社会的養護で目指されているような施設小規模化が一時保護所では目指されているわけではない（調査⑤）。

一時保護所に入所する児童は、一般児童と比較して行動面や情緒面で課題を抱えている傾向が高い（調査④）にもかかわらず、狭い空間に混合収容するため、プライバシーの侵害や子ども同士のトラブルが多発する（調査①④）。子どもの保護理由別にみると、被虐待児が増えると暴力・器物損壊などの問題行動が増え、非行児童が増えるとあらゆる種類の問題行動が増えるという傾向（調査③）も明らかになった。また虐待・触法児から要養護児童・被虐待児・障害児への暴力やいじめが生じやすい（調査①）こともわかっているが、建物の構造や設備不足のため、たとえ問題行動を起こす児童がいても、個室対応できる一時保護所は1/3以下であった（調査②）。

2) 予算に関する課題

一時保護所に配分されている予算が過少であるため、保護児童の日常生活に必要な衣料品、物品

表1 主な児童相談所一時保護所に関する調査研究

本文中の表記	実施年度	調査報告書タイトル	実施主体（代表者）
調査①	平成14年度	児童相談所一時保護所の現状と課題に関する研究	日本子ども家庭総合研究所（高橋重宏）
調査②	平成18年度	児童相談所一時保護所の運営に関する調査研究	こども未来財団（安部計彦）
調査③	平成23年度	児童相談所一時保護所における子どもの暴力問題の考察と提言—アンケート調査とインタビュー調査を踏まえて	子どもの暴力防止プロジェクト（浅井春夫）
調査④	平成25年度	一時保護所の概要把握と入所児童の実態調査	日本子ども家庭総合研究所（和田一郎）
調査⑤	平成26年度	一時保護所における支援のあり方に関する研究	恩賜財団母子愛育会

が購入できない（調査⑤）ことが課題として挙げられた。学齢児にとっては教育の保障が重要な課題であるが、教材や学習指導員確保のための予算配分の必要性も指摘されている（調査⑤）。また一時保護所の職員不足は常に指摘されることではあるが、その原因として人件費の不足が指摘された（調査①⑤）。

3) 非行児童への対応に関する課題

問題行動を生じやすい非行児童への対応に着目して見たとき、非行児童に特化した入所時マニュアル・処遇マニュアルを作成している一時保護所は全体の10%未満（調査②）であった。マニュアルのない一時保護所は、明文化されていない暗黙のルールもなく、他の児童と変わらない支援方針での集団処遇がなされており、個別対応・個室対応はできていない（調査②）。警察からの身柄付通告が複数同時に生じた際には、県内の異なる一時保護所に分散保護するか、入所時期をずらすなどの工夫がなされている場合もあるが、その余地もない一時保護所は同時に受入れざるを得ない状況にあることも明らかになった（調査②）。

4) 職員の負担感に関する課題

一時保護所で働く職員の約9割は保護児童からの暴力や脅し、暴言を経験しており、また威圧的態度の児童や多動傾向の児童と関わることの困難さを感じている（調査①④）。保護中は学校に通うことができないが、一時保護所には専属の教員を配置していないため、職員が他の業務と並行しながら学習指導をしなければならない（調査④）現状が浮かび上がった。日中も含め常に職員が不足しており、とくに夜間の職員不足は大きな課題であり、職員の労働環境は改善すべき状態である（調査①⑤）。ただし職員配置には地域差があり（調査④）、一概には言いがたいこともわかった。

職員の意識について、一時保護所の特性を理解しある程度覚悟をもって現場に臨むと子どもの暴

力問題を発見しやすい一方、一時保護所全体の支援方針を職員一人ひとりが理解して実践することで暴力を抑止できる傾向（調査③）があった。そもそも一時保護所の職員は児童福祉司に比べ専門職採用が多く、職務に対するモチベーションが高い（村田2010）ことも指摘されている。

5) 理想的な一時保護所像

先行調査研究では理想的な一時保護所のあり方も検討されていた。全室個室・個別対応を基本とする定員10人以内の小規模な施設であること、精神科医との連携がとりやすく、医師が常駐していること、全ての児童相談所に一時保護所が併設されていること（調査⑤）などが提言されているが、そもそも理想以前の問題として一時保護所には一時保護所に特化した設置基準・職員配置基準自体が存在しない（調査④）ことも指摘されている。

2. 研究の目的

先行調査研究からは児童相談所一時保護所をとりまく多くの課題があり、一時保護所職員の大多数が負担感を感じていることが明らかになっている。しかし、職員の実際の困り感が見えづらいことが量的調査の限界でもある。そこで本稿では、自由記述によって得られた一時保護所職員の生の声を分析することで、児童相談所一時保護所の混合処遇により生じている困難の構造を明らかにすることを目的とする。一時保護所には様々な背景を持った年齢も性別も異なる子どもたちが、多様な理由で保護され、狭い空間で生活を共にすることから、暴力や暴言、無断外泊などの問題行動が生じていることは、先行研究でも示されたとおりである。本稿ではとくに非行児童と被虐待児童の混合収容によって生じている問題に着目し、一時保護所職員が感じている困難の構造を描くこととする。

3. 研究の方法

(1) 調査方法

本研究は、平成27年度に行なわれた「非行児童の支援に関する研究⁵⁾」の一部である。全国208ヶ所（当時）の児童相談所長宛に調査票を郵送にて配布し、郵送にて回収した。調査期間は2015年10月～11月である。

調査票の大項目は①児童相談所の基本情報について②児童相談所の運営について③非行の実績について④非行ケースを受理したときの対応について⑤平成27年6月のみのケースについて⑥非行対応の課題についての6項目である。

(2) 回収率と倫理的配慮

208児童相談所のうち、197児童相談所から回答を得た。回収率は94.7%である。本調査は社会福祉法人恩賜財団母子愛育会愛育研究所の倫理審査を経て実施した。分析にあたっては施設機関および回答者個人が特定されないようデータを慎重に扱った。

(3) 本稿の分析対象

本稿では調査票大項目⑥から、一時保護所に同時期に非行児童と被虐待児童が保護されたときに対応に苦慮したことがあると回答した児童相談所⁶⁾の、その具体的な内容の自由記述を分析対象とした。

(4) データの分析方法

自由記述形式による質問紙の回答をKJ法によって分析し、非行児童と被虐待児の混合処遇で対応に苦慮したことを概念化することとした。KJ法は一見まとめようもない複雑な情報やデータを、個人の思考だけではなく、複数人によって類似性や共通性のあるものごとにカテゴリー化し、これを繰り返すことで新たな意味や構造を理

解する方法である（川喜田1995）。分析手順は以下のとおりである。

1) ラベル作成

テキストデータを文脈のまとまりごとに切片化し、220のラベルを作成した。

2) 専門領域の異なる複数研究者による熟読

すべてのラベルを筆者（児童福祉）と他の専門領域の3人の研究者（高齢者福祉、児童福祉、福祉社会学）合計4名で何度も読み返し、内容を理解した。

3) カテゴリー化

次いで、データの類似性や差異性に着目しながら意味の類似したラベルをまとめ、具体的な内容を示す低次のカテゴリー（以下サブカテゴリー）を生成し、さらに類似したサブカテゴリーをまとめてより抽象的な高次のカテゴリー（以下カテゴリー）を生成した。これらの分析過程では、テキストデータ内の文脈に考慮しながら、一時保護所問題の先行研究における既存の知見にとらわれず、テキストデータから読み取れることを抽出するよう注意を払った。

4) 妥当性・信頼性の確保

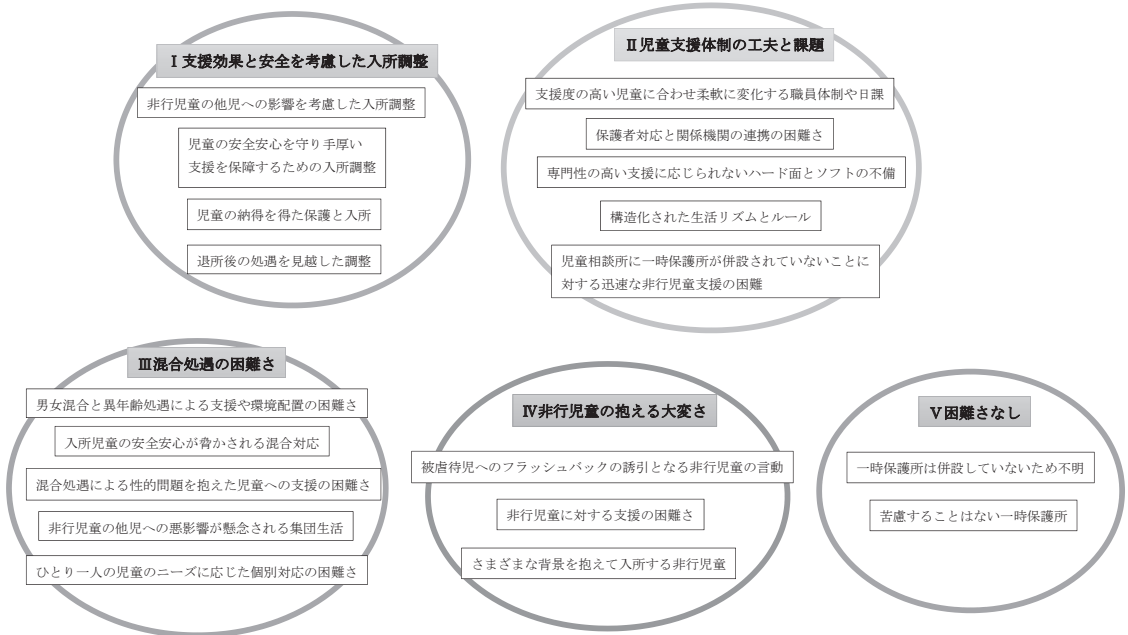
質的研究においては分析の妥当性・信頼性の確保が重要であり、複数の視点によるチェックが求められる。そこで本研究では前述の4人の研究者で分析を行い、解釈が一致するまで繰り返し議論し、トライアングレーションを実施した。

4. 結果と考察

(1) 分析結果

分析の結果、5つのカテゴリーと19のサブカテゴリーが抽出された。以下、カテゴリーを【 】, サブカテゴリーを『 』、ラベルを「 」で示す。カテゴリー図は図1に示す。なお、ラベルの詳細については調査報告書（会津大学2016）を参照されたい。

図1 カテゴリー図（非行児童と被虐待児が同時に保護されたときに対応に苦慮したこと）



1) 第I カテゴリー【支援効果と安全を考慮した入所調整】

第I カテゴリーは『非行児童の他児への影響を考慮した入所調整』、「物理的な児童の入所制限」「保護のタイミング調整の必要性」などの『児童の安全安心を守り手厚い支援を保障するための入所調整』、「施設入所にあたっての本人の同意を得る困難さ」などの『児童の納得を得た保護と入所』、「在宅指導を見越した関係機関との調整」「施設入所を見越した児童と入所時期の調整」などの『対処後の処遇を見越した調整』の4つのサブカテゴリーが該当した。

2) 第II カテゴリー【児童支援体制の工夫と課題】

第II カテゴリーは「非行児と被虐待児の混在により職員体制や日課の変更を余儀なくされること」「同一ルールを示しにくい被虐待児と非行児」などの『支援度の高い児童に合わせて柔軟に変化する職員体制や日課』、「親子や関係機関の意思の不統一による一時保護の長期化」などの『保護者対

応と関係機関の連携の困難さ』、「すべての入所児童に不適切な空間」「主訴に応じた支援を困難にさせるハード面やソフト面」などの『専門性の高い支援に応じられないハード面とソフト面』、「非行児童への過剰反応による管理的指導」などの『構造化された生活リズムとルール』、『児童相談所に一時保護所が併設されていないことに対する迅速な非行児童支援の困難』の5つのサブカテゴリーが該当した。

3) 第III カテゴリー【混合処遇の困難さ】

第III カテゴリーは「男女間の距離の取り方」「非行児の感情を逆なでする被虐待児の問題行動」「居室配置による処遇困難」などの『男女混合と異年齢処遇による支援や環境配置の困難さ』、「ケンカや不安定が生じる集団生活」「非行児に必要な強めの指導が被虐待児の傷つきになることへの懸念」などの『入所児童の安全安心が脅かされる混合対応』、「性的問題を抱えた児童同士の入所の危うさ」などの『混合処遇による性的問題を抱え

た児童への支援の困難さ』、「使いつ走りやいじめに配慮しなければならない児童集団」「非行児童の言いなりになってしまう児童の存在」「被虐待児の課題が助長される非行児童の威圧行為」などの『非行児童の他児への悪影響が懸念される集団生活』、「個別対応と全体対応の両立困難」などの『ひとり一人の児童のニーズに応じた個別対応の困難さ』の5つのサブカテゴリーが該当した。

4) 第Ⅳカテゴリー【非行児童の抱える大変さ】

第Ⅳカテゴリーは「非行行為のある児童の攻撃的な行為による虐待の想起」などの『被虐待児へのフラッシュバックの誘引となる非行児の言動』、「非行児に規範を意識させる対応の困難さ」「非行児の対応に日常的に追われている職員」などの『非行児童に対する支援の困難さ』、『さまざまな背景を抱えて入所する非行児童』の3つのサブカテゴリーが該当した。

5) 第Ⅴカテゴリー【困難さなし】

第Ⅴカテゴリーは『一時保護所は併設していないため不明』『苦慮することはない一時保護所』の2つのサブカテゴリーが該当した。

(2) 考察

分析結果からは、一時保護所に非行児童と被虐待児という行動傾向も支援ニーズも異なる児童が同時に保護されることで生じる様々な困難と、それを回避しようとする工夫が読み取れた。

非行児童と被虐待児は、いずれも個別対応が強く要求される児童であるが、必要な支援内容は異なる。しかし一時保護所は異年齢、保護理由の異なる児童を混合収容しながら、少ない職員で支援を行うことを余儀なくされている。そのため、とくに職員配置が手薄になりがちな夜間に問題行動が起りやすく、また一部の問題行動を起こす児童のために、一時保護所全体が過度に管理的な運営になる傾向があることがわかった。性加害・性

被害歴のある児童をひとつの集団として処遇せざるを得ないなど、一時保護所の建築の構造や職員体制に起因する課題が認識されており、一時保護所には設備などのハード面でも運用のソフト面でも課題があることがわかる。

児童同士の関係について、非行児童は他の児童に対する影響力が大きいとみなされていた。例えば幼児や被虐待児が非行児童の言動に怯えて一時保護所の安心安全が脅かされていること、他の児童が非行児童の真似をして好ましくない行動を生じさせることが課題視されている。一方で、非行児童も他の児童から影響を受けていることも指摘されている。被虐待児や発達障害のある児童の言動が非行児童を苛立たせるなど、相互に影響を与え合っていることが読み取れる。非行児童は触法行為や粗暴な言動が目されやすいが、その背景には非行児童自身が持つ発達上の課題や、家庭背景の複雑さなど生き辛さを抱えていることも職員は理解しており、そのような児童の特性が支援の届きにくさの一因だと考えられている。

このような混合処遇によって生じる困難を軽減するために、特に非行児童の入所時期を調整したり、非行児童自身に十分納得させてから一時保護を行うなど、意図的なタイミング調整を行っていることがわかった。

次章では、一時保護所で生じている困難の構造を描いてみたい。

5. 一時保護所の困難の構造

(1) 非行児童が保護されることで生じる困難の構造

一時保護所は、いつどのような児童を保護するのか、予め計画を立てることができない機関である。児童相談所の開所時間外であっても24時間いつでも緊急一時保護が起りうるため、たとえ保護児童がひとりもない日の夜間も宿直職員を

配置しなくてはならない。保護児童は頻繁に入れ替わり、集団は極めて流動的である。しかも、多くの児童は環境の変化と先の見通しのなさから不安定である。毎日のように規模も内容も異なる児童集団を、年齢や性別でグループ化しながら、大まかに決められた日課に沿いつつも柔軟に支援することが職員には求められている。このような特徴をもつ一時保護所に非行児童が保護されたとき、職員は集団が「荒れる」ことを経験上知っており、保護前から身構えていることが伺えた。

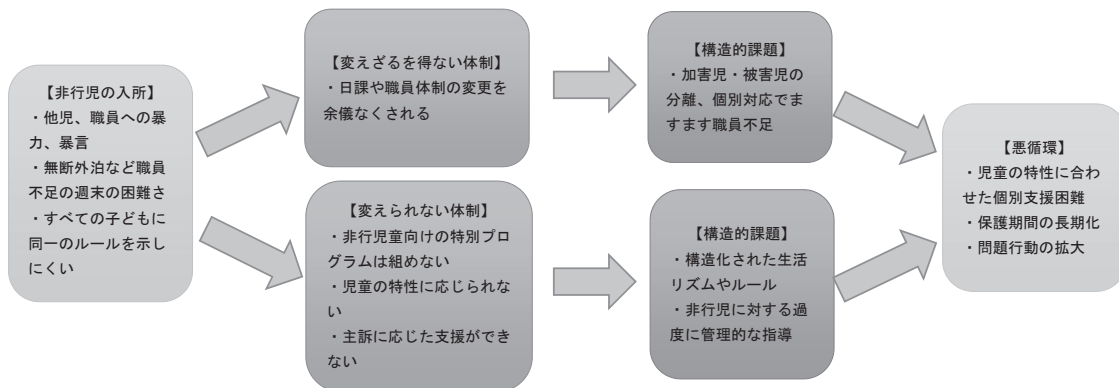
分析結果からは、非行児童が保護された際に、非行児童の職員や他児に対する暴力・暴言、他児に対する威圧的言動、無断外泊、非行児童同士の交流による非行の深化などが生じ、職員が困難を感じていることが示されていた。また職員には、全ての保護児童に同一のルールを課すかどうかについての葛藤がある。例えば、非行児童には規範意識を持たせるため規律を厳格に守らせる強めの指導を行いたい、被虐待児には安心感を与えるためあまり指導的にならず自由にさせたいと考えている。これは児童の特性を考えれば当然の支援方針であろうが、しかしひとつの児童集団として支援するには公平性・平等性の観点から望ましくないと考えられ、より困難を感じさせている。こ

のように職員の意図したとおりに集団運営が進まないとき、対応は一時保護所によって大きく2通りに分かれるようである。(図2)

ひとつは非行児童の言動によって半ば引きずられるようにやむを得ず日課や職員体制が変わってってしまうタイプの一時保護所、もうひとつは児童の特性やニードによって特別のプログラムを用意し子どもに応じた支援をすることができないタイプの一時保護所である。このとき注意したいのは、前者も決して積極的に柔軟な対応を選択しているわけではなく、あくまでもやむを得ないことと認識していることである。問題がなくても多いとはいえない職員数を、グループを分けたり個別対応することでさらに割かれ、職員不足に拍車がかかり、全ての児童に十分に目が届いているとはいいがたい。しかも一時保護所職員だけでは対応しきれず、応援に呼ばれる児童福祉司が本来の業務に支障をきたすことも困難だとみなされている。

一方で後者は、建物の構造や職員数の限界といったハード・ソフト両面にわたる制約を理由に、構造化された生活リズムを変えず、全ての児童にルールを厳格に守らせることになる。非行児童に合わせて全体が過度に管理的な指導になり、一時

図2 非行児童の保護によって生じる構造的困難



保護所の運営が硬直化していることを認識しながら、変えることができないでいる。

非行児童の支援を行なう児童自立支援施設について、富田は同質の小集団であること、揺らぎにくい環境、集団であることが効果的な支援につながっていると指摘する（富田 2015）。それに比べ一時保護所は異質で揺らぎやすい集団であり、それゆえに職員の指示や評価が児童の目にダブルスタンダードと映ることもあるだろう。上述の両タイプとも結局のところ子どもの特性に沿った十分な個別支援はできておらず、そのことが保護期間を長期化させ、問題行動の拡大を招くという悪循環の構造が見えてきた。

(2) 混合処遇によって生じる困難の構造

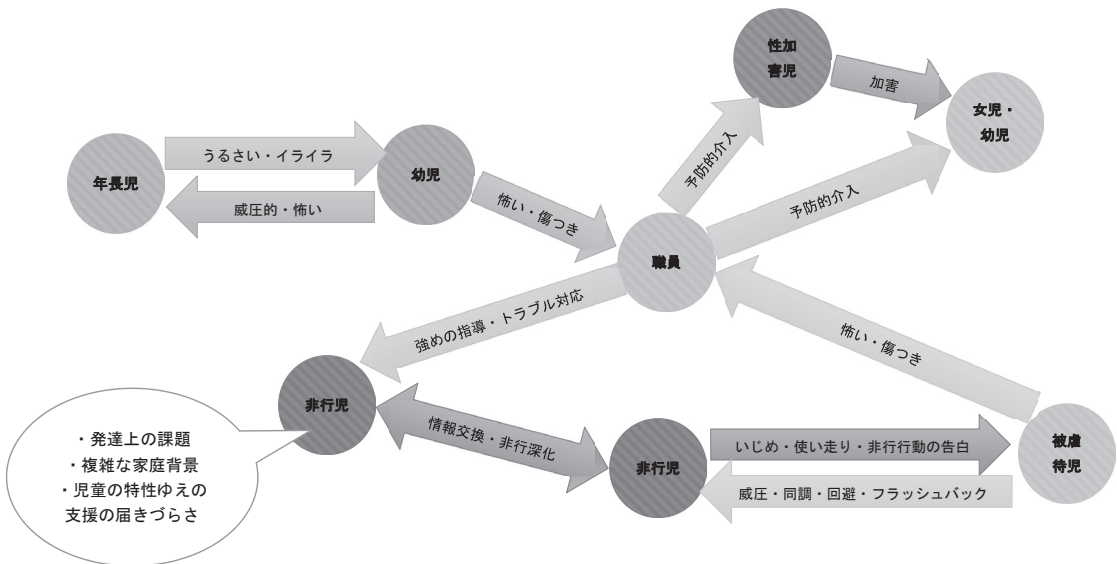
一時保護所が幼児と学齢児、男児と女児、非行児童と被虐待児など、保護理由や背景の異なる児童を同じ施設に収容保護し、基本的には集団として支援を行なう混合処遇については、先行研究でもたびたび課題が指摘されてきた⁷⁾。分析結果か

らも集団生活のなかで、児童間や児童と職員の間には複雑な関係が生じていることが見えてきた。（図3）

例えば年長児と幼児、非行児童と被虐待児は、常に力の強い者が力の弱い者を一方的に威圧し支配するという関係ではない。幼児の泣き声や笑い声、被虐待児や発達障害児の言動が年長児や非行児童のイライラを引き起こし、いじめ行動を助長させている。自分の将来を落ち着いて考えたい彼らも、騒がしく落ち着かない児童集団に悩まされる被害者になる場合があることが職員によって把握されている。被虐待児は非行児童から使い走りにされたり、彼等の言動に虐待経験のフラッシュバックが生じて怖いと感じている一方で、憧れを抱いて問題行動に同調し、言動を真似るなどの影響を受けている。

非行児童が同時期に複数保護されている場合は、児童同士で情報交換して退所後も非行行動を共にしたり、非行の内容が深化することを職員は警戒している。一時保護所では非行児童に限らず、

図3 児童間および児童と職員の関係



保護児童同士が退所後に連絡を取り合うことを避けるため、住所や学校などの個人情報と交換することを禁止しているが、物理的な接触の機会があればリスクは避けられない。保護期間中も集団で問題行動をとるなど、単独の場合とは質も量も異なる困難さを生じさせている。

職員がとくに目配りを要するのは、性的な課題を抱えた児童が保護されている時である。性加害歴のある児童は、一見落ちついているように見えても、職員の目が届かない時がないようにしなければならない。加害・被害の意識を持たないまま、児童同士が不適切な接触を持たないように注視しなければならないが、そのためには日中は全ての児童を見える範囲において集団で支援しなければならない。反対に就寝時間は個室ではないことが課題になってくる。

集団生活のなかで、職員は非行児童が問題行動を起こしたり指導に従わない時、厳しく注意を与えたり、暴力を阻止するなど、強めの指導を行わなければならない。これは決して職員が問題行動に対して感情的になっているわけではなく、非行児童が持っている反抗的態度や反社会的・触法傾向、生活リズムの乱れなどを正すことが一時保護中に要求されている支援であるからである。ところが、このような職員の厳しい態度を目撃している幼児や被虐待児にとっては、非行児童と職員とのやり取りや叱責の場面こそが傷つきの体験になってしまっており、職員に対して恐怖の感情を抱いている。幼児や被虐待児にとっては安心でき信頼できる大人であるべき職員が怖い人と見なされてしまうことを職員自身も自覚しているが、混合処遇のなかで避けられない課題となっている。このような児童との関わりのなかで、実は職員も戸惑い、傷つきを体験していることも指摘されている(村上・守屋 2013)。

ここまで、トラブルの原因となりがちな非行児

童ではあるが、職員は彼らをただ困った存在と見ているわけではない。わが国では非行児童は被虐待経験を持つ者が多いことはよく知られており⁸⁾、彼らの持つ複雑な生育歴や発達課題が支援を届きにくくさせ、児童自身も困っているのだということが職員によって理解されていた。

(3) 構造的困難軽減の工夫

このような一時保護所の構造的困難の現状を前に、職員はただ困っているばかりではなく、工夫して困難を軽減しようとする様子が伺えた。だがそれは、非行児童の入所のタイミングを調整するということに尽きるようである。なぜ非行児童と被虐待児童の混合処遇による困難を回避するために、非行児童だけが入所調整されるのかといえば、それは緊急度の差というほかあるまい。被虐待児については相談を受理してから迅速な対応が求められる、保護のタイミングを誤れば児童の生命に関わることもある。それに対して非行児童の非行行為には長い経緯があり、1～2ヶ月保護のタイミングが遅れたために生命の危険が増すということもない。そのため、調整可能なのであれば複数の非行児童を同時に保護しないようにしておきたいというのが職員の本音であろう。しかし警察や家庭裁判所からの身柄付通告であれば、無論そのような調整の機会はない。

また、上述の消極的理由ばかりではなく、分析結果からは積極的な理由も存在していることが伺えた。保護することの非行児童への支援効果の最大化がそれである。児童福祉社にとって非行相談は他の相談に比べて支援プログラムが限られている。そのため、一時保護所を退所した後に在宅指導とするのか施設入所とするのかも含め、退所後の支援につながるような効果的な支援が一時保護期間中に行なえるよう、入所前の段階からタイミングを見計らうことが支援計画上重要な要素と

なっている。ただし、そのタイミングは非行児童本人の行為の深刻さや更生の意欲だけで決められるものではなく、一時保護所で他児に与える影響、他の非行児童から本児が受ける影響、一時保護所の受入能力といった外的要因に左右されることになる。その上、川並らは一時保護所の短期入所指導が実際にはほとんど機能していないとも指摘する（川並・井上 2016）。

このことから、一時保護所では非行児童の保護を非行児童への重要な支援であることは認めているものの、被虐待児の緊急保護という優先度の高い要請の前に、非行児童を入所の調整弁とせざるを得ず、保護をしても十分な指導をできる体制が整っていないことがわかった。

6. おわりに

(1) 新しい一時保護所の可能性

分析結果からは、非行児童と被虐待児の混合処遇によって一時保護所職員が直面している困難の構造と、困難を軽減するためのささやか工夫が見えてきた。だが、困難の内容は先行研究で明らかになっていたことと、10年以上にわたりほとんど変化していない上、困難軽減のための工夫も一時保護所の構造的な困難を根本的に解決するには至らない対処療法に過ぎない。

今回明らかになった困難の構造は、一時保護所を小規模化し、個室・個別対応とすることでかなりの部分は改善されよう。一時保護所を救急病棟に例える安部は、児童8名で1ユニットの小規模化・個室化を基本とすること、職員の手厚い配置と分校を設置することなどを、あるべき一時保護所像を提案している（安部 2009）。川並らは、自治体の必要と一時保護所の非予測性に鑑みて、平均入所児童数の2倍を定員とし、男女の割合が一定しないことを前提にフレキシブルな部屋割りができる建築構造や、年齢性別の異なるきょうだい

を分断せずに保護できる部屋を用意するなど、柔軟な対応ができる一時保護所の設置を提案している（川並・井上 2016）。全ての児童にとって安心・安全で支援効果の高い新しい一時保護所のあり方の検討はまだ始まったばかりといってもよい。

(2) 本研究の限界と今後の課題

本稿では児童相談所一時保護所で非行児童と被虐待児を同時に保護した際に職員が経験している困難を、質的分析を通じて構造的に明らかにした。しかしそこで明らかになった困難の構造は、現場の工夫によってのみでは容易に解決し得ないものであった。先行研究からは規模や地域性によって困難の諸相が異なることが示され、今回のデータからもその可能性が垣間見えることがあったが、分析の特性上それは明らかにできなかった。今後は規模、地域、支援方針などに着目したケーススタディによって、より良い一時保護所のあり方を検討する必要がある。とくに現在の一時保護所の体制では非行児童が一時保護所を掻き乱す者と受け取られかねない現状であるが、非行児童にとってもまた一時保護は重要な支援のひとつである。すべての児童にとって安全・安心で、支援効果が高い一時保護所像を模索することが今後の課題である。

謝辞 本研究にあたり、データ分析を共同で行なった鈴木勲氏（会津大学）、和秀俊氏（田園調布学園大学）、廣野正子氏（郡山女子大学）にお礼を申し上げます。

註

- 1) 2016年4月現在。一時保護所を2箇所併設している児童相談所も含む。
- 2) 2015年度の虐待相談件数は10,3260件である。通告は約200の児童相談所に均等に寄せられるわけ

ではなく、都市部の児童相談所ほど膨大な虐待通告への対応を迫られている。

- 3) 2014年度は非行3,199件(14.5%)、保健・育成2,075件(9.4%)であったが、2004年からの10年間はそれぞれ15%前後、9%前後の割合を占めていた。
- 4) 高機能小規模一時保護所は川並らの造語で既存の定義はないが、先行研究や自身の経験から平均入所児童数7人未満を小規模とし、24時間体制の強みを活かした機能強化を提案している。
- 5) 同研究は、厚生労働省・平成27年度子ども子育て推進調査研究事業(代表鈴木勲)として、現在の非行児童に対する支援の状況について、児童相談所及び児童自立支援施設で行なわれている支援の実態や支援を必要とする非行児童に焦点をあて、多面的にこれらの概況を明らかにすること、また好事例の分析を通じて非行児童に対する効果的な支援のあり方を模索することを目的として行なわれた。
- 6) 対応に苦慮したことがあるかとの質問に「あてはまる」「ややあてはまる」を合わせ、全体の77%の施設で対応に苦慮していることがわかった。詳細は「調査報告書」(会津大学2016)参照。
- 7) 例えば武村らは年長児が幼児の面倒を見るなど、児童の良い一面が発見されるなど、混合処遇にも利点がないわけではないが、そうしたわずかな利点よりもはるかに大きな困難があることをケース分析から明らかにしている(武村・岡山ほか2008)。
- 8) 筒井は社会的養護関連施設の入所児童データの分析から、児童自立支援施設の入所児童の被虐待経験者が情緒障害児短期治療施設に次いで高いことを明らかにしている(筒井2011)。また富田は家族環境・地域コミュニティ・学校・仲間関係・メディア環境の5要素が素行障害の要因にも保護員意にもなり得ることを指摘する(富田2013)

【文献・資料】

- 安部計彦他(2007)『平成18年度児童関連サービス調査研究等事業報告書(子ども未来財団委託研究):児童相談所一時保護所の運営に関する調査研究(総括報告)』
- 安部計彦(2009)『一時保護所の子どもと支援』明石書店
- 浅井春夫他(2012)『「子どもへの暴力防止プロジェクト」研究助成報告書:地頭相談所一時保護所における子どもの暴力問題の考察と提言—全国アンケート調査とインタビュー調査を踏まえて—』
- 川喜田二郎(1995)『発想法—創造性開発のために』中央公論社
- 川並利治・井上景(2016)「小規模一時保護所の設置と検討課題」和田一郎編著『児童相談所一時保護所の子どもと支援』明石書店 pp.163-188
- 厚生労働省(2016)『平成28年4月19日児童相談所長研修:児童家庭福祉の動向と課題』
- 厚生労働省(2016)『社会的養護の現状について(参考資料)平成28年7月』
- 公立大学会津大学(2016)『厚生労働省・平成27年度子ども子育て推進調査研究事業:非行児童の支援に関する研究』
- 村上静・守屋英子(2013)「被虐待児・非行傾向のある子どもとの関わりで体験する不安・戸惑い・傷つき—一時保護所の宿日直員(囑託)のインタビュー分析—」『茨城大学教育実践研究』32号 pp.11-30
- 村田一昭(2010)「児童相談所一時保護所の援助体制と職員の実態に関する研究」『社会福祉研究』第12巻 pp.41-50
- 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会(2015)『平成26年度児童福祉問題調査研究事業:一時保護所における支援のあり方に関する研究』
- 社会保障審議会児童部会(2016)『新たな子ども家庭福祉のあり方に関する研究委員会:報告(提言)』

- 高橋重宏他（2003）「児童相談所一時保護所の現状と課題に関する研究」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第39集 pp.7-46
- 武村友美・岡山勝成・関塚あゆ美（2008）「中央一時保護所における混合処遇について」『児童相談所紀要』40 pp.31-33
- 富田拓（2013）「4 注目すべき要因 a 社会的環境」齊藤万比古編著『素行障害—診断と治療のガイドライン』金剛出版
- 富田拓（2015）「非行と虐待」『子どもの虐待とネグレクト』第17巻第1号 pp.51-57
- 筒井孝子（2011）「日本の社会的養護施設入所児童における被虐待経験の実態」『構成の指標』第58巻第15号 pp.26-33
- 和田一郎他（2014）「一時保護所の概要把握と入所児童の実態調査」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第50集 pp.1-73